

「変動金利定期預金（単利型）」商品概要説明書

(2020年4月27日現在)

1	商品名	・変動金利定期預金（単利型）
2	販売対象	・個人および法人
3	期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式の3年もののみ ・預入時のお申し出により、「自動継続」（元金継続または元利継続）の取扱いができます。
4	預入	
	(1) 預入方法	・一括預入
	(2) 預入金額	・1円以上（総合口座定期に預入れの場合は1万円以上）
	(3) 預入単位	・1円単位
5	払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6	利息	
	(1) 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・預入後6ヵ月間は、預入時の約定利率を適用します。 (利率は、「指標金利+加算金利」で金額階層別に店頭表示しています。) ・預入後6ヵ月ごとの利率の見直し 当行が預入の際に提示した「加算金利」を利率見直し時の「指標金利」に加えた利率を、見直し後6ヵ月間適用します。 ・「指標金利」 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">300万円未満</div> スーパー定期の「6ヵ月もの」の店頭表示利率 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">300万円以上1,000万円未満</div> スーパー定期300の「6ヵ月もの」の店頭表示利率 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">1,000万円以上</div> 大口定期の「6ヵ月もの」の店頭表示利率。
	(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・「加算金利」 預入当初に約定される当行所定の金利。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応答日）以後および、満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および、中間利払利率（約定利率[利率を変更した場合は変更後の利率]×100%）により計算します。
	(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・1年を365日とする日割計算をおこないます。（単利） ・付利単位：1円 ・付利最低残高：1円
7	手数料	—
8	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さままで自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 貸越利率＝「担保となる定期預金の約定利率」+0.5% ・個人のお客さまは、マル優の取扱いが可能です。

「変動金利定期預金（単利型）」商品概要説明書

(2020年4月27日現在)

9	中途解約時の取扱	<p>・満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、預入期間に応じた以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <table border="1"><thead><tr><th>期 間</th><th>中途解約利率</th></tr></thead><tbody><tr><td>6カ月未満</td><td>解約日の「普通預金」利率</td></tr><tr><td>6カ月以上1年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>1年以上1年6カ月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>1年6カ月以上2年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td>2年以上2年6カ月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr><tr><td>2年6カ月以上</td><td>約定利率×90%</td></tr></tbody></table>	期 間	中途解約利率	6カ月未満	解約日の「普通預金」利率	6カ月以上1年未満	約定利率×40%	1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%	1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%	2年6カ月以上	約定利率×90%
期 間	中途解約利率															
6カ月未満	解約日の「普通預金」利率															
6カ月以上1年未満	約定利率×40%															
1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%															
1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%															
2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%															
2年6カ月以上	約定利率×90%															
10	その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における「普通預金利率」により計算します。</p> <p>・中間利払日に支払う利息は、約定利率と同利率で計算しますので、中間利払後に万一、中途解約された場合、中途解約利率により計算した利息額との間に差額が生じ、当行の「支払超過」となります。この場合、中途解約時に、「支払超過分」の利息相当額等を清算させていただきます。</p>														
11	税金	<p>・個人のお客さま</p> <p>源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）</p> <p>※ただし、2013年1月1日～2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</p> <p>・法人のお客さま</p> <p>総合課税（非課税法人の場合は非課税）</p>														
12	当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772														